

所在地 及び 企業名(又は個人・大学・研究機関名)

一般統計調査	
提出先	経済産業大臣

知的財産活動調査票

提出期限: 9月30日

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
報告いただいた調査票は、統計作成の目的以外に使用することはありませんので、
ありのままご記入ください。

経済産業省 特許庁

(質問項目全体に関する注意事項)

- 各設問に対する回答を、太線の中にご記入ください。
- この調査は暦年単位の設問と年度単位の設問から構成されており、設問Ⅱは暦年(2011年1月1日～12月31日)で、設問Ⅱ以外については貴社の直近の会計年度でそれぞれご回答ください。
- この調査は、すべての設問について、企業単位(単独決算ベース)で集計した値をご回答ください。
(この調査は特許庁に出願された出願人単位で送付しているため、同一企業内の複数の事業所に調査票が送られる場合があります。その際はお手数ですが、企業単位でまとめてご回答頂き、まとめて回答した企業名を4ページの欄外に記入してください。また、まとめられた同一企業内の事業所の調査票についても、まとめて回答した企業名を4ページの欄外に記入し、設問については白紙でご返送ください。)
- 企業以外の方は、「貴社」、「自社」の用語を、出願されるときのお立場(例えば、個人、大学、研究機関等)に読み替えてご回答ください。
- 各設問について活動、利用及び実施等を行っている場合は、有・無の選択肢の「有」を○で囲んでからご回答ください。また、「有」を○で囲んだ場合は、回答が0になる項目には、全て「0」とご記入ください。回答が全て0(人、件、円)になる設問については、「無」を○で囲んでください。
- 調査票中の金額に関する設問で、「百万円」の単位が記載されている箇所に、百万円に満たない数字を記入する場合は、「0」と記入せずに小数点を用いて十萬円の位までをご記入ください。また、十萬円にも満たない場合は一律十萬円としてご記入ください。(例: 50万円→0. 5百万円、21000円→0. 1百万円)
また、消費税は含まずにお答えください。
- 調査票中の「出願」に関する設問では、分割及び変更出願等も件数に含めてお答えください。なお、商標の「書換登録申請」は出願に含めません。
- この調査において知的財産権とは、知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条に定める特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産(商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報)に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。
- この調査において、企業グループとは連結決算を行っている親会社、子会社及び関連会社の企業集団をいいます。
- この調査において、欧州とはドイツ、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、スイス、スウェーデン、スペイン、アイスランド、ノルウェー、デンマーク、アイルランド、モナコ、アンドラ、アゾレス、ポルトガル、ジブラルタル、マルタ、フィンランド、オーストリア、セルビア、モンテネグロ、ギリシャ、キプロス、トルコ、クロアチア、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、サンマリノ、バチカン、セウタ及びメリリヤ、カナリー諸島、ロシア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、グルジア、ポーランド、ハンガリー、アルバニア、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、チェコ、スロバキアを対象としてください。
- この調査において、アジアとは中国、台湾、韓国、香港、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インド、北朝鮮、モンゴル、ベトナム、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、パキスタン、スリランカ、モルディブ、バングラデシュ、東ティモール、マカオ、アフガニスタン、ネパール、ブータン、英領インド洋地域を対象としてください。
- EPC出願とは、欧州特許条約(European Patent Convention)に基づく欧州特許庁への出願で、一つ的方式で欧州特許庁に出願し、欧州特許が付与されると複数の指定国で同時に特許を取得したのと同様の効果をもつものです。
- PCT出願とは、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に基づく出願で、一つ的方式で受理官庁に出願することで複数国に同時に出願したのと同様の効果をもつものです。
- OHIM(欧州共同体商標意匠庁)への出願とは、欧州共同体(EC)商標規則(共同体商標に関する1993年12月20日のEC理事会規則第40/94号)に基づき設立された行政機関である域内市場における調和のための官庁(商標及び意匠)(Office for Harmonization in the Internal Market (Trademarks and Designs))への共同体商標出願及び共同体意匠出願で、欧州共同体商標意匠庁へ一つの出願をすることでEUの全加盟国において出願したのと同様の効果を持つものです。

〔貴社の概要〕

業種* (下の業種選択表より1～50及び99の数字で記入。個人の場合は「99」を記入し、「記入者名」の欄だけ記入してください。)		貴社設立年		西暦		資本金		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円							
				年																	
売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	営業利益	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円						
従業員数※1	人						研究関係従業員数* ※2	人						研究費* ※3	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
グループ企業の有・無	有 ・ 無																				
↑〔上欄には貴社直近の会計年度末時点のものをご記入ください〕↑																					
記入者名*	所属部課名																				
	役職名													氏名							
	電話番号	—				—				FAX番号	—				—						
	E-mail																				

〔業種選択表〕

(下表より番号を選択し、上表の「業種」の欄に番号を記入してください。なお業種の分類については、付録1の「日本標準産業分類との対応表」を参照してください。)

業種が複数にまたがる場合は、主要な業種を1つお答えください。

番号	業 種	番号	業 種	番号	業 種
1	農林水産業	18	非鉄金属製造業	35	インターネット附随サービス業
2	鉱業、採石業、砂利採取業	19	金属製品製造業	36	映像・音声・文字情報制作業
3	建設業	20	はん用機械器具製造業	37	卸売業
4	食料品製造業	21	生産用機械器具製造業	38	小売業
5	飲料・たばこ・飼料製造業	22	業務用機械器具製造業	39	金融・保険業
6	繊維工業	23	電子応用・電気計測器製造業	40	不動産業、物品賃貸業
7	パルプ・紙・紙加工品製造業	24	23以外の電気機械器具製造業	41	宿泊業、飲食サービス業
8	印刷・同関連業	25	情報通信機械器具製造業	42	学校教育
9	医薬品製造業	26	電子部品・デバイス・電子回路製造業	43	42以外の教育、学習支援業
10	総合化学・化学繊維製造業	27	自動車製造業	44	技術移転機関(TLO)
11	油脂・塗料製造業	28	27以外の輸送用機械製造業	45	公的研究機関(独立行政法人含む)
12	10～11以外の化学工業	29	4～28以外の製造業	46	44～45以外の学術・開発研究機関
13	石油製品・石炭製品製造業	30	電気・ガス・熱供給・水道業	47	専門サービス業
14	プラスチック製品製造業	31	運輸業、郵便業	48	42～47以外のサービス業
15	ゴム製品製造業	32	通信業	49	公務(他に分類されるものを除く)
16	窯業・土石製品製造業	33	放送業	50	分類不能の産業
17	鉄鋼業	34	情報サービス業	99	1から50に属さない個人

欄外(本調査票にまとめて記入した事業所・企業がある場合、又は他の事業所・企業の調査票にまとめて記入した場合にはその企業名を記入してください)※4

- 貴社が大学、公的機関の場合は、4ページの太線の中は(*印)の箇所のみ記入し、以降の設問にお答えください。
- 個人の方は4ページの「業種」欄に「99」を記入し、「記入者名」欄のみ記入してください。ただし、個人事業主の方や、大学等各機関に所属する方は、あてはまる業種の番号を記入し、その他該当する各項目に記入してください。
- ※1 従業者数とは、研究関係の従業者のみならず、日本国内の本社・支社・工場など会社全体の従業者をいいます。ここには、有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で1ヶ月以上にわたって雇用されている者はすべて含めてください。
- ※2 研究関係従業者数とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計などの事務、研究施設の清掃や警備など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務に従事している者をいいます。なお、ソフトウェア産業や銀行・保険業などの金融業など非製造業における研究の定義や研究活動の例は付録2に示してあります。
- 他の業務を兼務している場合は、実際に研究業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
- (例) 研究業務(3割)を他業務(7割)と兼務している場合は、その担当者の人数は0.3人と記入してください。
- また、大学の場合には研究者(教授、准教授、助教、講師、助手、博士課程の在籍者等)、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者の合計となります。
- ☆ 研究業務とするもの
- a) 研究所・研究部等で行われる本来的な活動
- ここで本来的な活動とは、研究に必要な思索、考察、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告等を行います。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置等の工作、動植物の育成、文献調査等の活動を含みます。
- b) 研究所以外、例えば、生産現場である工場等では、上記a)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動
- c) 研究に関する庶務・会計等の活動
- ☆ 研究業務としないもの
- 研究所や工場等の生産現場で行われる次のような活動
- a) 生産の円滑化を図るための生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動並びに製品、半製品、生産物及び土壌・大気等の検査、試験、測定、分析
- b) パイロットプラント、プロトタイプモデル等による試験研究の域を脱して、経済的生産のための機器設備の設計
- c) 一般的な地形図の作成、あるいは地下資源を探すための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測等の一般的なデータ収集
- d) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続き
- e) 一般従業者の研修・訓練等の業務
- ※3 研究費とは、会社等、研究機関又は大学等の内部で使用した研究費で、人件費、原材料費、有形固定資産の購入費(又は有形固定資産の減価償却費)及びその他の経費をいいます。また、資金面から見た場合は、自己資金のうち内部で使用した研究費(基礎、応用及び開発研究費)及び外部から受け入れた資金による研究費(受託研究費)は含みますが、委託研究(共同研究を含む)等のため外部(貴社の海外拠点を含む)へ支出した研究費は含みません。
- ※4 この調査は特許庁に出願された出願人単位で送付しているため、同一企業内の複数の事業所に調査票が送られる場合があります。その際はお手数ですが、企業単位でまとめてご回答いただき、まとめた同一企業内の事業所名を4ページの欄外に記入してください。
- なお、例外として親・子会社やグループ企業などで、代表する企業が他の企業の知的財産をまとめて管理し、企業単位に分割して回答できない場合も、代表する企業が、貴社の概要及び設問について、他の企業分もまとめて合計値をご回答いただき、まとめた他の企業名を4ページの欄外に記入してください。
- 上記の場合、まとめられた同一企業内の事業所または他の企業は、4ページの欄外にご回答いただいた企業(事業所)名を記入し、設問については白紙でご返送ください。

I. 知的財産部門の活動状況について

設問 I-1. 貴社での直近の会計年度における知的財産担当者(他の業務との兼務者含む)※5の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

「有」を選択した場合は、それぞれの人数を以下に記入し設問 I-2に進んでください。
(うち数の中で、0人が含まれる場合は「0」を省略せず記入してください。)
「無」を選択した場合は、設問 I-2に進んでください。

	人数
知的財産担当者数	人
うち社内弁理士数	人
うち標準化に携わる担当者数※6	人

設問 I-2. 貴社での直近の会計年度における知的財産活動費※7の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

費用「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。
(うち数の中で、金額が0円のものが含まれる場合は「0」を省略せずに記入してください。)
費用「無」を選択した場合は、設問 II-1に進んでください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万円
知的財産活動費						
うち出願系費用※8						
うち補償費※9						
うち人件費※10						
うちその他費用※11						

設問 I-3についてお答えください。

設問 I-1でご記入頂いた知的財産担当者の雇用にかかる費用。

設問 I-3. 設問 I-2. の出願系費用について内訳を記入してください。

		国内出願						外国出願※12					
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												
実用新案権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												
意匠権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												
商標権	出願・審査に要した費用※13												
	権利維持費用※14												

(注) 設問 I-3. の各項目にご記入頂いた金額の合計が、設問 I-2の「うち出願系費用」にご記入頂いた金額と一致することをご確認ください。

「権利維持費用」に0より大きい額を記入した場合は、後の設問Ⅲ-1「権利所有件数」についても忘れずにご記入ください。

- ※5 知的財産担当者とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者をいいます。
知的財産担当者について、他の業務を兼務している場合は、実際に知的財産業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
(例) 知的財産業務(3割)を他業務(7割)と兼務している場合は、その担当者の人数は0.3人と記入してください。
- ※6 標準化とは、ある技術分野において、技術仕様や試験評価方法、用語や記号等の統一化、単純化など、複数者の取決めににより規格(標準)を制定又は改正する過程を意味しています。
知的財産担当者の「うち標準化に携わる担当者」とは、標準に係る特許の調査、必須特許の評価やライセンス交渉、標準化に向けた特許声明書の作成や提出、標準化に関する技術に対する特許侵害などの係争への対応など、標準に関連した知的財産の管理に従事する者のみならず、知的財産担当者のうち、標準の企画提案、審議に係る業務に従事する者、標準化に関する国内外における交渉、計画、管理、調査、評価などの業務に従事する者、教育、普及、会計、庶務など、標準化に関わる活動を支えるために必要な業務を兼務している者も含まれます。
知的財産担当者の「うち標準化に携わる担当者数」について、他の業務を兼務している場合は、実際に標準化に携わる業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
(例) 標準化に携わる業務(3割)を他業務(7割)と兼務している場合は、その担当者の人数は0.3人と記入してください。
- ※7 知的財産活動費とは、知的財産担当者の人件費、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用、知的財産権に係る係争、契約管理に要した費用、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、発明者、創作者等に対する補償費をいいます。また、これらの業務について、弁理士、弁護士、調査会社等に外注した費用、業務に必要な固定資産の減価償却費またはリース料は含みますが、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。
- ※8 出願系費用とは、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。)です。
- ※9 補償費とは、会社の定める補償制度(職務発明規定等)に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費です。
- ※10 人件費は、貴社内で知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額を記入してください。兼務者にかかる人件費は、実際に知的財産業務に従事した割合であん分した値を記入してください。
- ※11 その他費用は、出願系費用、補償費、人件費以外の費用で、例えば、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務に必要な固定資産の減価償却費またはリース料を含みます。ただし、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。
- ※12 外国出願の欄には、特許権については、特許協力条約に基づくPCT出願の国際段階において要した費用、商標についてはマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願に要した費用も含めて記入してください。
- ※13 出願・審査に要した費用とは、産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書作成(外注を含む)、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応(意見書、補正書作成)等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用(弁理士費用等の外注費を含む)です。
- ※14 権利維持費用とは、権利存続要否問合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用(弁理士費用等の外注費を含む)です。

Ⅱ．産業財産権制度の利用状況について

設問Ⅱ－１． 貴社において2011年(暦年)に届出された発明、考案及び創作別の実績をお答えください。

有無回答欄	
有	無

届出「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。

(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)

届出「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－２に進んでください。

2011年実績	発明(特許)考案(実用新案)相当	創作(意匠)相当
届出された件数※15	件	件
出願しなかった件数	件	件
うち、企業秘密、ノウハウとした件数※16	件	
うち、出願せずに公表した件数※17	件	
出願した件数※18	件	件

設問Ⅱ－２． 貴社の2011年(暦年)の国内、外国における産業財産権別の出願等の実績及び2012年、2013年の見込みについても同様にお願いします。

(注)・共同出願については、貴社の持分でお答えください。

(例えば1件の出願に対して持分が30/100である場合、出願件数は0.3件としてください。)

設問Ⅱ－２－１． 特許出願又は審査請求実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄	
有	無

特許出願又は審査請求実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。

(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)

特許出願又は審査請求実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－２－２に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願	出願件数	件	件
	審査請求件数※19	件	件
	早期審査の申出件数	件	件
国際出願	出願件数※20(PCT出願件数)	件	件
	うち日本を国際調査機関※21に選択する件数	件	件
	うち日本国を指定国としない件数	件	件
外国出願	出願件数※22	件	件
	うち米国※22	件	件
	うちEPC出願※23	件	件
	うち欧州各国※22	件	件
	うちアジア各国※22	件	件
	うちその他の地域※22	件	件

※15 届出された件数には、貴社内で発明・考案、創作されたもののうち、出願したしないにかかわらず、知的財産部門又は知的財産担当者に届出されたものすべての件数を記入してください。

※16 出願しなかった発明・考案で、企業秘密、ノウハウとして秘匿した件数をうち数で記入してください。

※17 出願しなかった発明で、公表した件数をうち数で記入してください。

※18 出願した件数は、設問Ⅱ－２－１「国内出願」・「国際出願」・「外国出願」の件数の合計と必ずしも一致しません。

設問Ⅱ－2－2. 実用新案登録出願実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄 実用新案登録出願実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
実用新案登録出願実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－2－3に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願件数	件	件	件
技術評価請求件数	件	件	件

設問Ⅱ－2－3. 意匠登録出願実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄 意匠登録出願実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
意匠登録出願実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅱ－2－4に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願件数	件	件	件
外国出願件数	件	件	件
うち米国	件	件	件
うち欧州各国	件	件	件
うちOHIMへの欧州共同体意匠出願※24	件	件	件
うちアジア各国	件	件	件
うちその他の地域	件	件	件

設問Ⅱ－2－4. 商標登録出願又は更新申請実績及び見込みの有無について伺います。

有無回答欄 商標登録出願又は更新申請実績及び見込み「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。
(0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
商標登録出願又は更新申請実績及び見込み「無」を選択した場合は、設問Ⅲ－1に進んでください。

	2011年実績	2012年見込み	2013年見込み
国内出願件数	件	件	件
国内更新申請件数	件	件	件
国際出願件数※25	件	件	件
外国出願件数	件	件	件
うち米国	件	件	件
うち欧州各国	件	件	件
うちOHIMへの欧州共同体商標出願※24	件	件	件
うちアジア各国	件	件	件
うちその他の地域	件	件	件

※19 審査請求件数は、当該年に審査請求した実績又は見込みの件数です。当該年よりも前に出願したものであっても当該年に審査請求した実績又は見込みをすべて含めて記入してください。

※20 国際出願の出願件数の欄には、該当する年に、受理官庁（日本国特許庁）へPCT出願をした件数をご記入ください。

※21 国際調査機関とは、PCT国際出願の請求の範囲に記載された発明の、「関連のある先行技術」を調査する機関です。

※22 外国出願の出願件数の各欄には、外国へ直接出願した件数とPCT出願で国内段階に移行した件数の合計値で記入してください。

※23 外国出願の出願件数のうちEPC出願の欄にはEPO（欧州特許庁）への出願件数を記入してください。

※24 うち、OHIMへの出願件数は、欧州共同体商標意匠庁に出願した件数を記入してください。

※25 国際出願件数の欄には、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願を対象としてご記入ください。

Ⅲ. 産業財産権の実施状況について

設問Ⅲ－１. 貴社での直近の会計年度末における国内外の産業財産権の有無についてお答えください。

(注) 共有する権利については、貴社の持分でお答えください。

(例えば1件の共有する権利に対して持分が30／100である場合、権利数は0.3件としてください。)

自社の範囲の中には企業グループ内の企業を含まずにお答えください。

有無回答欄		産業財産権「有」を選択した場合は、以下の件数を記入してください。 (0件の項目がある場合は「0」を省略せず記入してください。)
有	無	産業財産権「無」を選択した場合は、設問Ⅲ－２に進んでください。

項 目	特 許		実用新案	意 匠		商 標	
	国内権利数 ※26	外国権利数 ※26	国内権利数 ※26	国内権利数 ※26	外国権利数 ※26	国内権利数 ※26	外国権利数 ※26
権利所有件数※27	件	件	件	件	件	件	件
うち、利用件数※28	件	件	件	件	件	件	件
うち、自社実施(使用)件数※29	件	件	件	件	件	件	件
うち、他社への実施(使用)許諾件数(ライセンス)※30	件	件	件	件	件	件	件
うち、クロスライセンス※31により他社に実施許諾した件数	件	件	件	件	件		
うち、有償※32で他社に実施許諾した件数	件	件	件	件	件		
うち、未利用件数※33	件	件	件	件	件		
うち、防衛目的の件数※34	件	件	件	件	件		
うち、開放可能な件数※35	件	件	件	件	件		

(注) 「うち、他社への実施(使用)許諾件数」に0より大きい件数を記入した場合は、後の設問Ⅲ－２、Ⅲ－３についても忘れずにご記入ください。

※26 国内権利及び外国権利とは、既に登録になっている出願であり、現在出願中であっても未登録のものは含みません。

※27 権利所有件数は、直近の会計年度末時点での件数をお答えください。

※28 利用件数とは、所有権利数のうち、現在、「自社実施(使用)している」及び、「他社に実施(使用)許諾している」件数の合計であり、直近の会計年度中に登録になった件数ではありません。その際、「自社実施(使用)して」おり、かつ「他社に実施(使用)許諾している」件数を重複排除してください。

※29 実施(使用)とは、以下のとおりです。実施の件数は、現在(調査対象年に)実施している件数であり、過去に実施したことがあるが現在は実施していない権利や、将来に実施する予定の件数は含みません。

特許:

①物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

②方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

③物を生産する方法の発明にあつては、上記に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

実用: 考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む)をする行為

意匠: 意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む)をする行為

商標: ①商品又は商品の包装に標章を付する行為

②商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

③役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物(譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。)に標章を付する行為

④役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為

⑤役務の提供の用に供する物(役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む)に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

⑥役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為

⑦電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号において同じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

⑧商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

※30 他社への実施(使用)許諾件数とは、当該権利を自社実施しているかどうかを問わず、他社に権利を実施許諾している全ての件数をさします。

※31 クロスライセンスにより他者に実施許諾した件数とは、相互に実施許諾を認める契約に基づいて実施許諾した件数をさします。

※32 有償で他者に実施許諾した件数とは、クロスライセンス契約を除き、相手方所有の権利の実施許諾を伴わず、金銭対価を伴う実施許諾契約に基づいて実施許諾した件数をさします。

※33 未利用件数とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利の件数のことをさします。

※34 防衛目的の件数とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であつて、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利の件数をさします。

※35 開放可能な件数とは、相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利の件数をさします。

設問Ⅲ－２. 貴社での直近の会計年度において成立した、及びそれ以前に成立したものであっても有効に成立中の知的財産権の国内※36の相手先の有償実施(使用)許諾契約※37の有無についてお答えください。

有無回答欄	
有	無

実施(使用)許諾契約「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。
(うち数の中で、金額が0円のものがある場合は「0」を省略せずに記入してください。)
実施(使用)許諾契約「無」を選択した場合は、設問Ⅲ－３に進んでください。
(注) ライセンス収支の内訳について、複数の知的財産権が一体となって分離不可能な契約は契約の種類から見て、最も適切な知的財産権に一括して金額を記入してください。

相手先企業	グループ内外のライセンス種別	収 入						支 出					
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
国 内 ※36	グループ内総額※38												
	うち、特許権又は実用新案権に関するライセンス※39												
	うち、意匠権に関するライセンス※40												
	うち、商標権に関するライセンス※41												
	うち、ソフトウェアの著作権に関するライセンス※42												
	うち、ノウハウ主体のライセンス※43												
	グループ外総額※38												
	うち、特許権又は実用新案権に関するライセンス※39												
	うち、意匠権に関するライセンス※40												
	うち、商標権に関するライセンス※41												
	うち、ソフトウェアの著作権に関するライセンス※42												
	うち、ノウハウ主体のライセンス※43												

※36 相手先企業の国内・外国の区別は、相手先企業の本社所在地のある地域をさし、実施(使用)している地域ではありません。

※37 知的財産権の有償実施(使用)許諾契約とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権、著作権、その他の知的財産権(商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの、営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報)に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利について、有償で実施又は使用を許諾する契約です。

※38 各権利に関するライセンスのグループ内・外総額を記載する場合は、国内においては国内全体の金額、外国においては、米国・欧州・アジア・その他地域を含めた全体の金額をグループ毎に記入してください。

※39 特許権又は実用新案権に関するライセンスとは、主に特許権・実用新案権からなる「技術に関する知的財産権」の実施許諾です。

※40 意匠権に関するライセンスとは、主に意匠権からなる「デザインに関する知的財産権」の実施許諾です。

※41 商標権に関するライセンスとは、主に商標権からなる「ブランドに関する知的財産権」の使用許諾です。

※42 ソフトウェアの著作権に関するライセンスとは、コンピュータプログラムに関するソフトウェアの著作権の実施許諾です。映像、音楽などのコンテンツに関するソフトウェアは含みません。

※43 ノウハウ主体のライセンスとは、主に技術に係る営業秘密からなる「技術に関する知的財産権」の実施許諾です。

有無回答欄		実施(使用)許諾契約「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。 実施(使用)許諾契約「無」を選択した場合は、設問Ⅲ-4に進んでください。 知的財産権別の有無回答欄「有」を選択した場合は、うち地域の中で金額が0円のものが含まれる場合は「0」を省略せず記入してください。 (注) ライセンス収支の内訳について、複数の知的財産権が一体となって分離不可能な契約は契約の種類から見て、最も適切な知的財産権に一括して金額を記入してください。
有	無	

相手先企業	グループ内外のライセンス種別	相手先企業の所在地域	収 入						支 出							
			千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円		
グループ内総額※38	グループ内総額※38															
	有無回答欄 有 無	うち、特許権又は実用新案権に関するライセンス※39	所在地域の合計													
			の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
	有無回答欄 有 無	うち、意匠権に関するライセンス※40	の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
			うちその他地域													
	有無回答欄 有 無	うち、商標権に関するライセンス※41	の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
			うちその他地域													
	有無回答欄 有 無	うち、ソフトウェアの著作権に関するライセンス※42	の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
			うちその他地域													
	有無回答欄 有 無	うち、ノウハウ主体のライセンス※43	の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
			うちその他地域													
	外国※36	グループ外総額※38														
		有無回答欄 有 無	うち、特許権又は実用新案権に関するライセンス※39	の相手所在地域	うち米国											
					うち欧州											
					うちアジア											
				うちその他地域												
		有無回答欄 有 無	うち、意匠権に関するライセンス※40	の相手所在地域	うち米国											
					うち欧州											
うちアジア																
うちその他地域																
有無回答欄 有 無		うち、商標権に関するライセンス※41	の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
			うちその他地域													
有無回答欄 有 無		うち、ソフトウェアの著作権に関するライセンス※42	の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
			うちその他地域													
有無回答欄 有 無		うち、ノウハウ主体のライセンス※43	の相手所在地域	うち米国												
				うち欧州												
				うちアジア												
			うちその他地域													

設問Ⅲ－４． 貴社での直近の会計年度における産業財産権の売買実績の有無についてお答えください。
 (注) 実施許諾に伴う金銭の授受は設問Ⅲ－２、Ⅲ－３でお答えください。また、既に登録になった産業財産権のみについてお答えください(現在出願中未登録のものは含みません)。

有無回答欄	
有	無

売買実績「有」を選択した場合は、以下の金額を百万円単位で記入してください。
 (うち数の中で、金額が0円のものが含まれる場合は「0」を省略せずに記入してください。)

	譲 渡						譲 受					
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44												
うち、担保として譲渡												
実用新案権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44												
うち、担保として譲渡												
意匠権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44												
うち、担保として譲渡												
商標権												
うち、特別目的会社へ譲渡※44												
うち、担保として譲渡												

※44 特別目的会社とは、資産流動化に関する法律(SPC法)に基づく「特定目的会社」を含む、資金調達のための証券発行、譲受資産に関する信用補完、投資家への収益の配分などの特別な目的のために設立される会社をさします。

調査は以上です。

ご協力ありがとうございました。

付 録

付録1・・・「知的財産活動調査票」業種欄と「日本標準産業分類」との対応

付録2・・・非製造業における「研究」の定義

付録 1 「知的財産活動調査票」業種欄 と「日本標準産業分類(第12回改定)」との対応

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第12回改定)	業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第12回改定)
大分類	中分類	小分類		大分類	中分類	小分類	
1 農 林 水 産 業			10 管理, 補助的経済活動を行う事業所(農業)	製	4 食 料 品 製 造 業		90 管理, 補助的経済活動を行う事業所(食料品製造業)
			11 耕種農業				91 畜産食料品製造業
			12 畜産農業				92 水産食料品製造業
			13 農業サービス業(園芸サービス業を除く)				93 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
			14 園芸サービス業				94 調味料製造業
			20 管理, 補助的経済活動を行う事業所(林業)				95 糖類製造業
			21 育林業				96 精穀・製粉業
			22 素材生産業				97 パン・菓子製造業
			23 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)				98 動植物油脂製造業
			24 林業サービス業				99 その他の食料品製造業
			29 その他の林業		5 ・ 飲 飼 料 ・ 製 た 造 ば こ		100 管理, 補助的経済活動を行う事業所(飲料・たばこ・飼料製造業)
			30 管理, 補助的経済活動を行う事業所(漁業)				101 清涼飲料製造業
			31 海面漁業				102 酒類製造業
			32 内水面漁業				103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
			40 管理, 補助的経済活動を行う事業所(水産養殖業)				104 製氷業
			41 海面養殖業				105 たばこ製造業
			42 内水面養殖業				106 飼料・有機質肥料製造業
2 鉱 業 ・ 採 取 業 ・			50 管理, 補助的経済活動を行う事業所(鉱業, 採石業, 砂利採取業)	造	6 織 維 工 業		110 管理, 補助的経済活動を行う事業所(繊維工業)
			51 金属鉱業				111 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業
			52 石炭・亜炭鉱業				112 織物業
			53 原油・天然ガス鉱業				113 ニット生地製造業
			54 採石業, 砂・砂利・玉石採取業				114 染色整理業
			55 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)				115 網・網・レース・繊維粗製品製造業
			59 その他の鉱業				116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)
							117 下着類製造業
3 建 設 業			60 管理, 補助的経済活動を行う事業所(総合工事業)	業	7 紙 パ 加 ル 工 プ 品 ・ 紙 製 造 業 ・		140 管理, 補助的経済活動を行う事業所(パルプ・紙・紙加工品製造業)
			61 一般土木建築工事業				141 パルプ製造業
			62 土木工事業(舗装工事業を除く)				142 紙製造業
			63 舗装工事業				143 加工紙製造業
			64 建築工事業(木造建築工事業を除く)				144 紙製品製造業
			65 木造建築工事業		8 同 印 関 刷 連 業 ・		145 紙製容器製造業
			66 建築リフォーム工事業				149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
			70 管理, 補助的経済活動を行う事業所(職別工事業)				150 管理, 補助的経済活動を行う事業所(印刷・同関連業)
			71 大工工事業				151 印刷業
			72 とび・土工・コンクリート工事業				152 製版業
			73 鉄骨・鉄筋工事業				153 製本業, 印刷物加工業
			74 石工・れんが・タイル・ブロック工事業				159 印刷関連サービス業
			75 左官工事業		9 医 薬 品 製 造 業		160 管理, 補助的経済活動を行う事業所 A (医薬品製造業)
			76 板金・金物工事業				165 医薬品製造業
			77 塗装工事業		10 総 合 化 学 ・ 化 学 織 維 製 造 業		160 管理, 補助的経済活動を行う事業所 B (総合化学・化学繊維製造業)
			78 床・内装工事業				161 化学肥料製造業
			79 その他の職別工事業				162 無機化学工業製品製造業
			80 管理, 補助的経済活動を行う事業所(設備工事業)				163 有機化学工業製品製造業
			81 電気工事業				160 管理, 補助的経済活動を行う事業所 C (油脂・塗料製造業)
			82 電気通信・信号装置工事業		11 油 脂 ・ 塗 料 製 造 業		164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
			83 管工事業(さく井工事業を除く)				
			84 機械器具設置工事業				
			89 その他の設備工事業				

業 種 対 応 表			業 種 対 応 表												
大分類	中分類	小分類	日本標準産業分類(第12回改定)	大分類	中分類	小分類	日本標準産業分類(第12回改定)								
製 造 業	(化学工業 (続き))	12 10～ 11以外の化学工業	160 管理，補助的経済活動を行う事業所D（その他の化学工業） 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 169 その他の化学工業	製 造 業	19 金属製品製造業		240 管理，補助的経済活動を行う事業所（金属製品製造業） 241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 243 暖房装置・配管工事用附属品製造業 244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む） 245 金属素形材製品製造業 246 金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く） 247 金属線製品製造業（ねじ類を除く） 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 249 その他の金属製品製造業								
		13 石油製品・ 石油製品製造業				170 管理，補助的経済活動を行う事業所（石油製品・石炭製品製造業） 171 石油精製業 172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） 173 コークス製造業 174 舗装材料製造業 179 その他の石油製品・石炭製品製造業	20 はん用機械器具製造業		250 管理，補助的経済活動を行う事業所（はん用機械器具製造業） 251 ボイラ・原動機製造業 252 ポンプ・圧縮機器製造業 253 一般産業用機械・装置製造業 259 その他のはん用機械・同部分品製造業						
			14 プラスチック製品製造業					180 管理，補助的経済活動を行う事業所（プラスチック製品製造業） 181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 183 工業用プラスチック製品製造業 184 発泡・強化プラスチック製品製造業 185 プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む） 189 その他のプラスチック製品製造業	21 生産用機械器具製造業		260 管理，補助的経済活動を行う事業所（生産用機械器具製造業） 261 農業用機械製造業（農業用器具を除く） 262 建設機械・鉱山機械製造業 263 繊維機械製造業 264 生活関連産業用機械製造業 265 基礎素材産業用機械製造業 266 金属加工機械製造業 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 269 その他の生産用機械・同部分品製造業				
	15 ゴム製品製造業					190 管理，補助的経済活動を行う事業所（ゴム製品製造業） 191 タイヤ・チューブ製造業 192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 199 その他のゴム製品製造業		22 業務用機械器具製造業			270 管理，補助的経済活動を行う事業所（業務用機械器具製造業） 271 事務用機械器具製造業 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 276 武器製造業				
					16 窯業・土石製品製造業					210 管理，補助的経済活動を行う事業所（窯業・土石製品製造業） 211 ガラス・同製品製造業 212 セメント・同製品製造業 213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く） 214 陶磁器・同関連製品製造業 215 耐火物製造業 216 炭素・黒鉛製品製造業 217 研磨材・同製品製造業 218 骨材・石工品等製造業 219 その他の窯業・土石製品製造業	電気機械器具製造業	23 電子応用・電気計測器製造業	290 管理，補助的経済活動を行う事業所A（電子応用・電気計測器製造業） 296 電子応用装置製造業 297 電気計測器製造業		
						17 鉄鋼業							220 管理，補助的経済活動を行う事業所（鉄鋼業） 221 製鉄業 222 製鋼・製鋼圧延業 223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） 224 表面処理鋼材製造業 225 鉄素形材製造業 229 その他の鉄鋼業	24 23以外の電気機械器具製造業	290 管理，補助的経済活動を行う事業所B（その他の電気機械器具製造業） 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 292 産業用電気機械器具製造業 293 民生用電気機械器具製造業 294 電球・電気照明器具製造業 295 電池製造業 299 その他の電気機械器具製造業
										18 非鉄金属製造業			230 管理，補助的経済活動を行う事業所（非鉄金属製造業） 231 非鉄金属第1次製錬・精製業 232 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む） 233 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む） 234 電線・ケーブル製造業 235 非鉄金属素形材製造業 239 その他の非鉄金属製造業		25 機械器具製造業

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第12回改定)	業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第12回改定)
大分類	中 分 類	小 分 類		大分類	中 分 類	小 分 類	
（ 情 報 通 信 業 ）	36 映像・音声・文字情報制作業		410 管理，補助的経済活動を行う事業所（映像・音声・文字情報製作業） 411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	卸 売 業 ・ 小 売 業 （ 続 き ）	38 小 売 業 （ 続 き ）		590 管理，補助的経済活動を行う事業所（機械器具小売業） 591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業（自動車，自転車を除く） 600 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他の小売業） 601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 605 燃料小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業 610 管理，補助的経済活動を行う事業所（無店舗小売業） 611 通信販売・訪問販売小売業 612 自動販売機による小売業 619 その他の無店舗小売業
	卸 売 業 ・ 小 売 業	37 卸 売 業				500 管理，補助的経済活動を行う事業所（各種商品卸売業） 501 各種商品卸売業 510 管理，補助的経済活動を行う事業所（繊維・衣服等卸売業） 511 繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く） 512 衣服卸売業 513 身の回り品卸売業 520 管理，補助的経済活動を行う事業所（飲食料品卸売業） 521 農畜産物・水産物卸売業 522 食料・飲料卸売業 530 管理，補助的経済活動を行う事業所（建築材料、工業・金属材料等卸売業） 531 建築材料卸売業 532 化学製品卸売業 533 石油・鉱物卸売業 534 鉄鋼製品卸売業 535 非鉄金属卸売業 536 再生資源卸売業 540 管理，補助的経済活動を行う事業所（機械器具卸売業） 541 産業機械器具卸売業 542 自動車卸売業 543 電気機械器具卸売業 549 その他の機械器具卸売業 550 管理，補助的経済活動を行う事業所（その他の卸売業） 551 家具・建具・じゅう器等卸売業 552 医薬品・化粧品等卸売業 553 紙・紙製品卸売業 559 他に分類されない卸売業	39 金 融 ・ 保 険 業
		38 小 売 業		560 管理，補助的経済活動を行う事業所（各種商品小売業） 561 百貨店，総合スーパー 569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの） 570 管理，補助的経済活動を行う事業所（織物・衣服・身の回り品小売業） 571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業 580 管理，補助的経済活動を行う事業所（飲食料品小売業） 581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業	40 物 不 品 動 産 賃 貸 業 ・		

業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第12回改定)	業 種 対 応 表			日本標準産業分類(第12回改定)
大分類	中分類	小分類		大分類	中分類	小分類	
40 物 不 動 産 業 ・ (続 き)			700 管理，補助的経済活動を行う事業所 (物品賃貸業)	サ ー ビ ス 業 (続 き)	47 専 門 サ ー ビ ス 業		720 管理，補助的経済活動を行う事業所 (専門サービス業)
			701 各種物品賃貸業				721 法律事務所，特許事務所
			702 産業用機械器具賃貸業				722 公証人役場，司法書士事務所，土地 家屋調査士事務所
			703 事務用機械器具賃貸業				723 行政書士事務所
			704 自動車賃貸業				724 公認会計士事務所，税理士事務所
			705 スポーツ・娯楽用品賃貸業				725 社会保険労務士事務所
			709 その他の物品賃貸業				726 デザイン業
41 宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業			750 管理，補助的経済活動を行う事業所 (宿泊業)	サ ー ビ ス 業 (続 き)	48 42～ 47以外 のサ ー ビ ス 業		727 著述・芸術家業
			751 旅館，ホテル				728 経営コンサルタント業，純粹持株会 社
			752 簡易宿所				729 その他の専門サービス業
			753 下宿業				730 管理，補助的経済活動を行う事業所 (広告業)
			759 その他の宿泊業				731 広告業
			760 管理，補助的経済活動を行う事業所 (飲食店)				740 管理，補助的経済活動を行う事業所 (技術サービス業)
			761 食堂，レストラン（専門料理店を除く）				741 獣医業
			762 専門料理店				742 土木建築サービス業
			763 そば・うどん店				743 機械設計業
			764 すし店				744 商品・非破壊検査業
			765 酒場，ビヤホール				745 計量証明業
			766 バー，キャバレー，ナイトクラブ				746 写真業
			767 喫茶店				749 その他の技術サービス業
			769 その他の飲食店				780 管理，補助的経済活動を行う事業所 (洗濯・理容・美容・浴場業)
			770 管理，補助的経済活動を行う事業所 (持ち帰り飲食サービス業)				781 洗濯業
			771 持ち帰り飲食サービス業				782 理容業
			772 配達飲食サービス業				783 美容業
サ ー ビ ス 業	42 学 校 教 育		810 管理，補助的経済活動を行う事業所 (学校教育)	(続 き)	48 42～ 47以外 のサ ー ビ ス 業		784 一般公衆浴場業
			811 幼稚園				785 その他の公衆浴場業
			812 小学校				789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
			813 中学校				790 管理，補助的経済活動を行う事業所 (その他の生活関連サービス業)
			814 高等学校，中等教育学校				791 旅行業
			815 特別支援学校				792 家事サービス業
			816 高等教育機関				793 衣服裁縫修理業
			817 専修学校，各種学校				794 物品預り業
			818 学校教育支援機関				795 火葬・墓地管理業
	43 42以外の教育，学 習支援業		820 管理，補助的経済活動を行う事業所 (その他の教育、学習支援業)				796 冠婚葬祭業
			821 社会教育				799 他に分類されない生活関連サービス 業
44 技術移転機関(TLO)			822 職業・教育支援施設	(続 き)	42～ 47以外 のサ ー ビ ス 業		800 管理，補助的経済活動を行う事業所 (娯楽業)
			823 学習塾				801 映画館
			824 教養・技能教授業				802 興行場（別掲を除く），興行団
			829 他に分類されない教育、学習支援業				803 競輪・競馬等の競走場，競技団
							804 スポーツ施設提供業
							805 公園，遊園地
							806 遊戯場
							809 その他の娯楽業
							830 管理，補助的経済活動を行う事業所 (医療業)
							831 病院
45 公的研究機関 (独立行政法人含む)				(続 き)	42～ 47以外 のサ ー ビ ス 業		832 一般診療所
							833 歯科診療所
							834 助産・看護業
							835 療術業
							836 医療に附帯するサービス業
							840 管理，補助的経済活動を行う事業所 (保健衛生)
							841 保健所
							842 健康相談施設
							849 その他の保健衛生
サ ー ビ ス 業 (続 き)	46 44～ 45以外の学 術・開 発研究 機関		710 管理，補助的経済活動を行う事業所 (学術・開発研究機関)	(続 き)	42～ 47以外 のサ ー ビ ス 業		
			711 自然科学研究所				
			712 人文・社会科学研究所				

業 種 対 応 表			業 種 対 応 表										
大分類	中分類	小分類	日本標準産業分類(第12回改定)			大分類	中分類	小分類	日本標準産業分類(第12回改定)				
サ ー ビ ス 業 （ 続 き ）	48		850	管理，補助的経済活動を行う事業所（社会保険・社会福祉・介護事業）	49	公務（他に分類されるものを除く）			971	立法機関			
			851	社会保険事業団体				972	司法機関				
			852	福祉事務所				973	行政機関				
			853	児童福祉事業				981	都道府県機関				
			854	老人福祉・介護事業			982	市町村機関					
			855	障害者福祉事業									
			859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	50	分類不能の産業				999	分類不能の産業		
			860	管理，補助的経済活動を行う事業所（郵便局）									
			861	郵便局									
			862	郵便局受託業									
			870	管理，補助的経済活動を行う事業所（協同組合）	99	1から50に属さない個人							
			871	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）									
			872	事業協同組合（他に分類されないもの）									
			880	管理，補助的経済活動を行う事業所（廃棄物処理業）									
				881	一般廃棄物処理業								
				882	産業廃棄物処理業								
				889	その他の廃棄物処理業								
				890	管理，補助的経済活動を行う事業所（自動車整備業）								
				891	自動車整備業								
			42～	900	管理，補助的経済活動を行う事業所（機械等修理業）								
			47以外のサービス業		901	機械修理業（電気機械器具を除く）							
				902	電気機械器具修理業								
				903	表具業								
				909	その他の修理業								
				910	管理，補助的経済活動を行う事業所（職業紹介・労働者派遣業）								
				911	職業紹介業								
				912	労働者派遣業								
				920	管理，補助的経済活動を行う事業所（その他の事業サービス業）								
				921	速記・ワープロ入力・複写業								
				922	建物サービス業								
				923	警備業								
				929	他に分類されない事業サービス業								
				931	経済団体								
				932	労働団体								
				933	学術・文化団体								
				934	政治団体								
				939	他に分類されない非営利的団体								
				941	神道系宗教								
				942	仏教系宗教								
				943	キリスト教系宗教								
				949	その他の宗教								
				950	管理，補助的経済活動を行う事業所（その他のサービス業）								
					951	集会場							
					952	と畜場							
					959	他に分類されないサービス業							
					961	外国公館							
					969	その他の外国公務							
※日本標準産業分類は、平成19年11月に改定されたものです。													

付録2 非製造業における「研究」の定義

1) ソフトウェア開発について

いわゆるソフトウェアの開発は、自社利用目的、市場販売目的及び受注開発を問わず、「科学・技術の発展に寄与する可能性があるもの」が「研究」に含まれます。

- a) 自社利用目的及び市場販売目的のソフトウェア開発については、企業会計上「研究」とされる範囲が該当します。
- b) 受注によるソフトウェア開発については、新たなソフトウェアの開発や既存ソフトウェアの著しい改良・機能強化などは、「研究」に含めますが、定型的な開発などについては「研究」に含めません。下記の例を参考としてください。

なお、ここでいうソフトウェアは、コンピュータソフトウェアをいい、コンピュータプログラムは含みますが、デジタルコンテンツなどは含みません。

(例) 研究とするもの： システム設計、プログラム設計、アルゴリズムの設計、
データ構造定義などの設計作業、既存ソフトの機能強化

研究としないもの：

- ・ 大幅な変更を伴わない、既存パッケージソフトや既存ソフトウェアのユーザー仕様への適用
- ・ 大幅な修正を伴わない、異なる環境(OS、ハードウェア、言語)への既存ソフトウェアの適用
- ・ 既存システムの欠陥の発見と除去
- ・ システム運用管理
- ・ ユーザードキュメントの作成
- ・ ユーザーサポート
- ・ ソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの製作(データベースのデータなど)

2) 金融業、保険業などにおける例

金融業における研究活動の例

- ・ リスク評価のための「金融数学」や「金融工学」に関する研究
- ・ 顧客の口座運用方法の調査手法の研究開発
- ・ 「ホームバンキング」のための新たなアプリケーションソフトウェアの開発

保険業における研究開発活動の例

- ・ 保険、金融に関する新たな数学的手法の研究開発
- ・ 顧客データの新たな評価手法の研究開発
- ・ 様々な損害状況に応じた適切なリスク因子決定のための調査研究

上記以外の業種に関しても、これらの例を参考にして、貴社の業務のうち「事物・機能・現象等について新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」を研究活動の定義として、記入者の判断により、回答してください。